

工事請負契約の変更契約の締結について

(仮称) 藤沢駅北口第2自転車等駐車場新築工事(建築)について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

2015年(平成27年)2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 契約の相手方

(仮称) 藤沢駅北口第2自転車等駐車場新築工事(建築)

湘南営繕協会・湘南アーキテクチュア共同企業体

代表者 藤沢市亀井野一丁目24番地の2

株式会社湘南営繕協会

代表取締役 最上重夫

2 変更の内容

契約金額

変更前	減額分	変更後
261,360,000円	884,520円	260,475,480円

提案理由

(仮称) 藤沢駅北口第2自転車等駐車場新築工事(建築)の内容を変更するに当たり、当該工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

## 参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋  
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない  
契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。